	38年度決算	39年度決算	40年度決算	41年度決算	42年度決算	43年度決算	44年度決算	45年度決算	46年度決算
資金不足比率	125.6	114.8	104.7	93.3	82.5	71.7	61.0	50.2	39.4
	47年度決算	48年度決算							
資金不足比率	28.7	15.0							

7　その他経営の健全化に必要な事項

・なし

○文部科学省告示第百二十号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針（平成十八年文部科学省告示第九十号）の全部を次のように改正し、平成二十三年七月十四日から適用することとしたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十三年七月十四日

文部科学大臣　髙木　義明

特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針

近年、科学技術の分野における国際競争が激化する中で、科学技術で世界をリードする国を実現するには、創造的・先端的な研究開発を推進していくことが重要である。このような中、計算科学技術は、実験や観測が困難な現象の解明や技術開発における精度の向上等に大きく寄与しており、今後様々な分野において、計算科学技術を通じた研究開発が、国際競争力の飛躍的な向上につながる研究成果を世界に先んじて創出していくことが期待されている。このため、特定高速電子計算機施設を中核とした革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（以下「ＨＰＣＩ」という。）を、利用者視点に立って構築することが必要となる。ＨＰＣＩはスーパーコンピュータを利用する機関等からなるコンソーシアム（以下「ＨＰＣＩコンソーシアム」という。）が主導して構築し、世界最高水準の成果創出と成果の社会還元を推進する基盤となることをその趣旨としている。

特定高速電子計算機施設は、独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）により設置される、極めて高度な演算処理を行う能力を有する電子計算機（以下「超高速電子計算機」という。）を使用して研究等を行うための施設であり、ＨＰＣＩの中核として、情報科学技術の分野のみならず多様な物質・材料の構造・物性及び機能の解析や、遺伝子レベル及び人体全体の解析等を通じて、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、ものづくり、環境、防災、航空・宇宙及び原子力等広範な分野の研究開発の飛躍的な進展に大きく貢献することが期待されるものである。このため、特定高速電子計算機施設の能力を最大限に発揮させつつ最先端の研究等が行われ、我が国の科学技術の振興や産業競争力の向上に資するよう、産業界を含むあらゆる分野の研究者等に共用させることが必要であり、特定高速電子計算機施設の性能を最大限効果的に活用することで、共用開始後いち早く、重点的・戦略的な利用を進め、社会が期待する画期的な成果を創出することが求められる。また、特定高速電子計算機施設の整備及び運営に対する国民の理解、支持及び信頼を得ることができるよう努めることが重要である。

ＨＰＣＩコンソーシアムにおいては、平成二十二年七月の発足以来、ＨＰＣＩの整備の在り方を議論する中で、特定高速電子計算機施設の共用の促進についても検討を重ねてきたところである。その検討の結果も踏まえ、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「共用法」という。）第四条第一項の規定に基づき、この方針を定めるものである。

第一　特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方向

特定高速電子計算機施設が、ＨＰＣＩの中核として、我が国の科学技術の振興や国際競争力の向上に寄与していくためには、研究者等にとって魅力のある施設となり、多くの研究者等により積極的に活用され、優れた研究成果を世界に向けて発信できる拠点となることが必要である。このために、理化学研究所が、利用促進業務を行う登録施設利用促進機関（以下「登録機関」という。）及びＨＰＣＩコンソーシアムと連携・協力し、一体となって大きな役割を果たすことが重要である。その際、理化学研究所の下に設けられ、特定高速電子計算機施設の運用機能と計算科学に関する研究機能を併せ持つ計算科学研究機構が、中核的な役割を担うことが重要である。

以上を踏まえ、理化学研究所及び登録機関は、以下の点を基本的な方向として特定高速電子計算機施設の共用の促進に努めなければならない。

一　利用者の意見に十分配慮した特定高速電子計算機施設の整備及び性能向上の推進や、公正な利用者選定による利用機会の提供等、利用者本位の考え方を基本とした施設の整備及び運営を行うこと。

その際、特定高速電子計算機施設の共用の促進については、利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるＨＰＣＩ構築の趣旨に適合するものでなければならない。

更に、特定高速電子計算機施設の性能を最大限効果的に活用することにより、共用開始後いち早く、重点的・戦略的な利用を促進し、社会が期待する画期的な成果を創出することが求められていることにも十分留意するものとする。

二　特定高速電子計算機施設を利用した計算科学技術研究及び人材の育成は重要である。今後、理化学研究所が中核的な役割を果たし、登録機関及びＨＰＣＩコンソーシアム構成機関等関係機関が協力して、優れた研究成果を世界に向けて発信できる計算科学技術分野の研究教育拠点の形成に取り組むこと。また、創出された成果の積極的な公開の促進、普及啓発を通じて、国民の理解、支持及び信頼を得るよう努めること。

三　国内外の関係する研究機関及び研究者等の活発な連携、協力及び交流を促進し、国際競争力の強化に努めること。

四　特定高速電子計算機施設の共用の促進において、登録機関には、以下のことを求めることとする。

(ｱ)　登録機関は、利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるＨＰＣＩ構築の趣旨に適合するよう、機能すること。

(ｲ)　理化学研究所、登録機関、ＨＰＣＩコンソーシアムが三位一体となった連携・協力関係を構築すること。

(ｳ)　特に利用促進業務は、共用法の趣旨及び利用者側視点に立ったコンソーシアム主導によるＨＰＣＩ構築の趣旨を最大限実現できるよう、理化学研究所との間で、緊密かつ一体的な連携を保持すること。

(ｴ)　登録機関は、ＨＰＣＩコンソーシアムの枠組みの下での構成機関の連携・協力を得て、業務を実施すること。

第二　施設利用研究に関する事項

一　超高速電子計算機の供用

特定高速電子計算機施設の共用に当たっては、産業界を含め、多様な分野の研究者等に対して、透明かつ公正な手続きにより利用機会が提供されなければならない。その上で、特定高速電子計算機施設の性能を最大限効果的に活用する方法により、共用開始後いち早く、重点的・戦略的な利用を進め、社会が期待する画期的な成果の創出が求められている。このため、施設利用研究に対する超高速電子計算機の供用については、公募に基づく一般利用枠とともに、公募を行わない戦略利用枠（ＨＰＣＩ戦略プログラムその他国又は理化学研究所が提案し、国において国の重要政策・重要プロジェクトの推進上必要な研究であると認めたものを実施するための特別利用枠）を設けるものとする。

二　公正な利用者選定の実施

多様な分野の研究者の申請が想定される施設利用研究においては、中立・公正な利用者選定が求められる。このため、登録機関が行う利用者選定業務については、以下の点に沿って行われる必要がある。